



医療分野国際科学技術共同研究開発推進事業 国際科学技術協カプログラム (SATREPS)

Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development

SATREPS令和4年度公募について

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構 (AMED) 国際戦略推進部

本日の説明内容

- **プログラムの概要**
- **令和4年度公募の概要**
- **令和4年度公募における主な変更点**
- **応募について**
- **審査について**
- **新型コロナウイルス感染症に関連したQ&A**

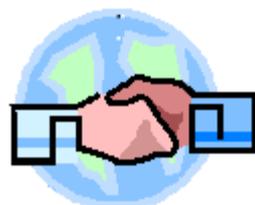


プログラムの概要

SATREPSとは



外交手段としての
科学技術



日本の科学技術を発展
させる手段としての
外交

連携の高度化・
相乗効果

日本の優れた科学技術とODAの連携による
地球規模の課題解決に向けた国際共同研究

SATREPSの研究分野



感染症

環境・エネルギー
(気候変動)
(地球規模の環境
問題)

環境・エネルギー
(低炭素社会・
エネルギー)

生物資源

防災

* 平成27年4月1日より感染症分野はAMEDに移管

SATREPSの目的

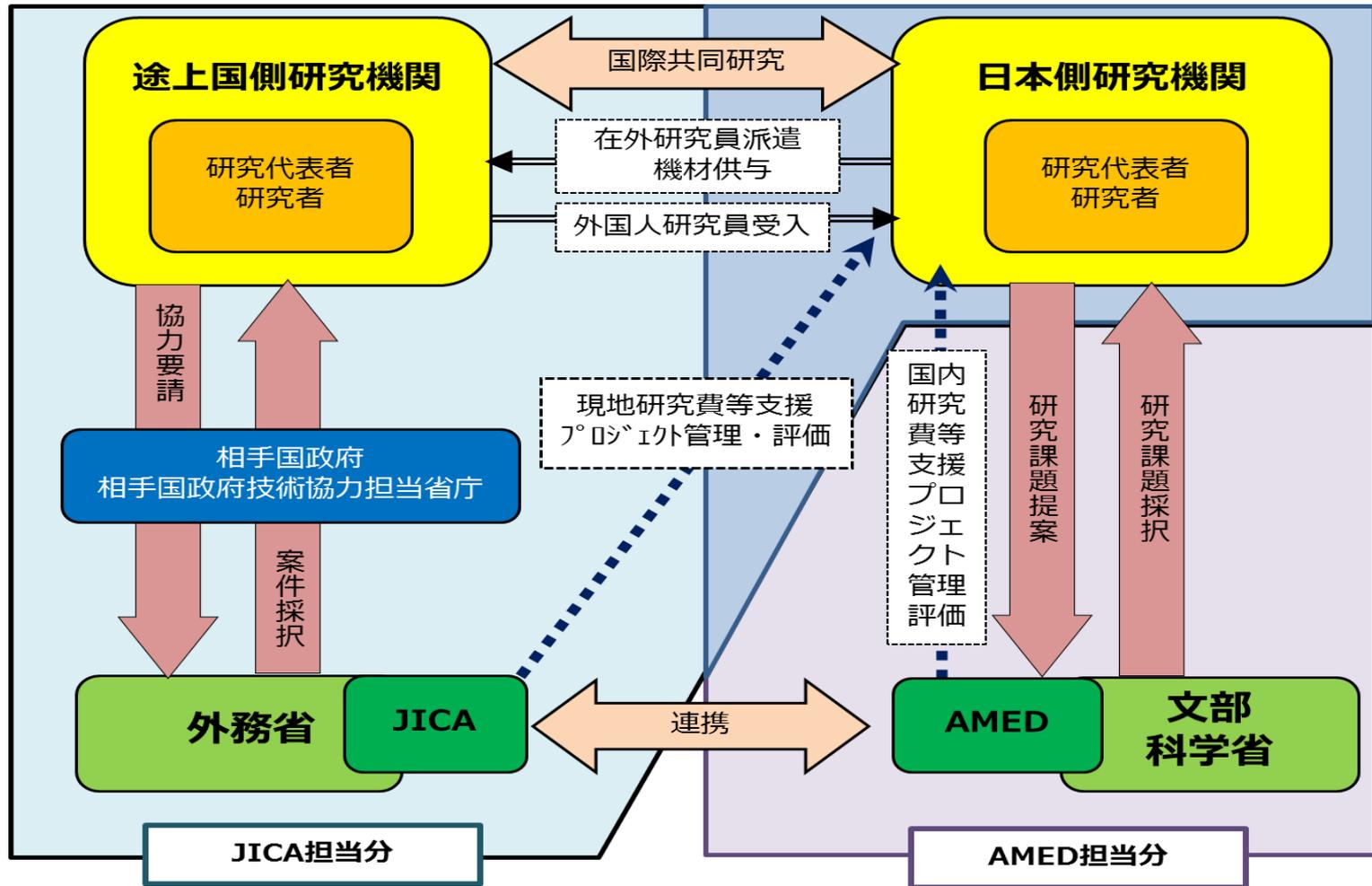
- 日本と開発途上国との**国際科学技術協力の強化**
- 地球規模課題解決のための**新たな技術の開発・応用**および**科学技術水準の向上**につながる新たな知見の獲得
- **キャパシティ・ディベロップメント**※



将来的な社会実装の構想が求められます

※ 国際共同研究を通じた開発途上国の自立的な研究開発能力の向上と課題解決に資する持続的活動体制の構築、また地球の未来を担う日本と途上国の人材育成とネットワークの形成

SATREPSの実施体制図

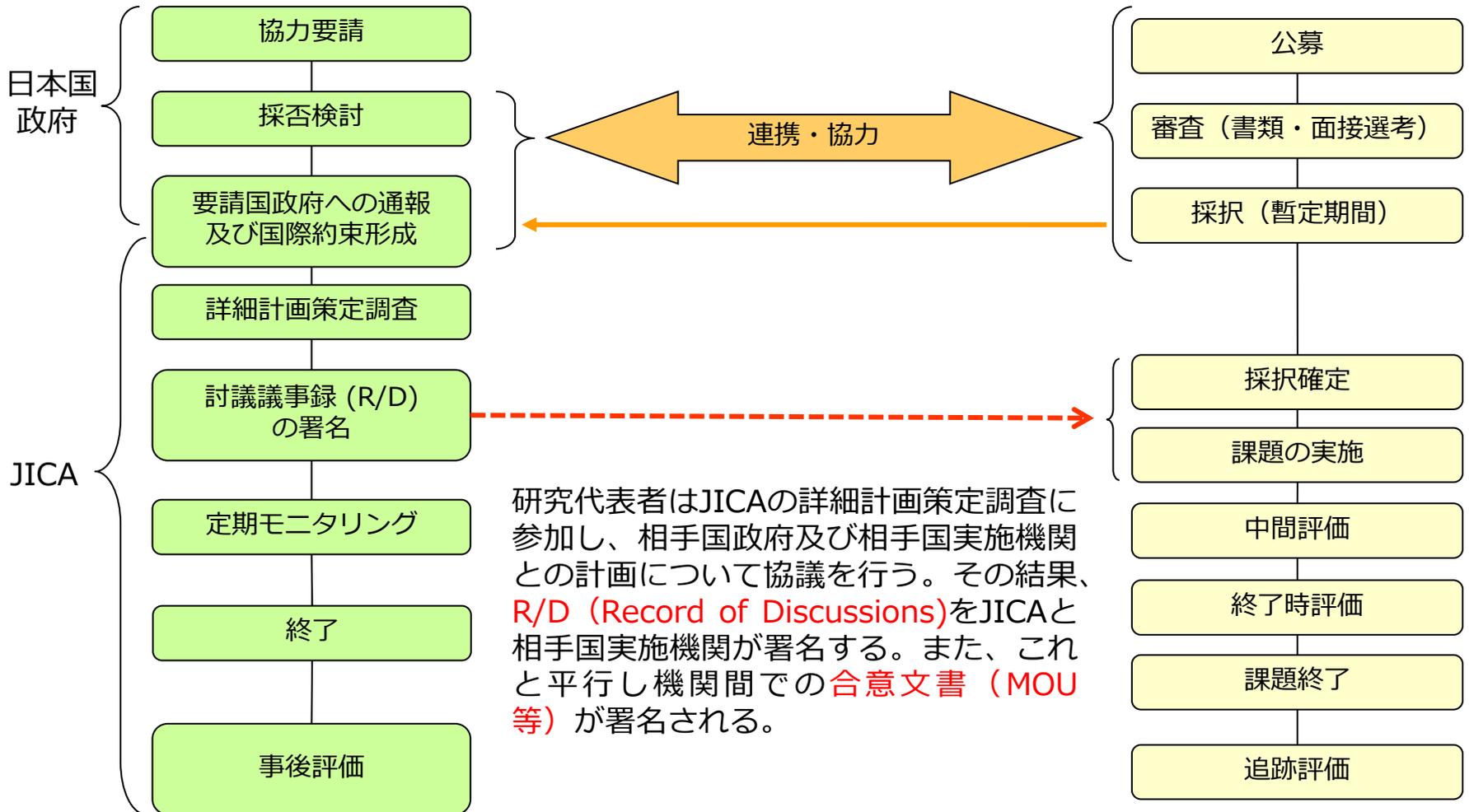


SATREPSプロジェクトの流れ



JICA 技術協カプロジェクトの枠組み

AMED競争的研究資金の枠組み





令和4年度公募の概要

令和4年度公募について



この公募は令和4年度予算に基づいて推進される課題を募るものですが、本プログラムはODAとの連携事業であり、相手国機関との調整にも時間を要することから、課題採択後の速やかな研究開始を可能とするために、予算成立に先だって募集を実施しております。

したがって、予算成立の内容に応じて、研究領域の内容、委託研究費、採択件数等の変更が生じる場合や、追加資料の提出等をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

公募・選考に関する最新情報は、下記ホームページに掲載しますので、適宜、ご参照下さい。

https://www.amed.go.jp/koubo/20/01/2001B_00024.html

SATREPSの分野・期間・予算規模



分野 公募研究開発課題名	研究開発費の規模※1	研究開発実施 予定期間	新規採択 課題 予定数
感染症分野 「開発途上国の二 ズを踏まえた感染症対策 研究」	1課題あたり 3,200万円程度/年 (間接経費を含む) 委託研究開発経費 (最終年度 2,000万円程度/年) (暫定期間※2 : 650万円上限)	2023年から 3～5年間 (2022年度に、 研究準備のための 暫定期間※2をおく)	0～3課題 程度

※1 JICA : 7,000万円程度/年 (間接経費を含む) ODA技術協力経費

※2 暫定期間 : 研究代表者がJICA詳細計画策定調査に参加し、相手国政府および相手国実施機関との計画について協議を行い、その結果、R/D (Record of Discussion) にJICAと相手国実施機関が署名するなど、研究開始のための準備期間

公募から暫定研究開発期間開始までの スケジュール



応募受付

令和3年9月7日（火）～ 令和3年11月8日（月）
正午【厳守】※1

※1 締め切りを過ぎた場合には一切受理できませんので、十分余裕をもってe-Rad登録をお願いします。

書面審査※2

令和3年11月中旬～令和4年2月下旬

※2 必要に応じて追加書類を求められることがあります。

ヒアリング審査 ※3

令和4年3月15日（火）（予定）

※3 ヒアリングを実施する場合は、対象課題の研究開発代表者に対して、原則としてヒアリングの1週間前までに電子メールにて連絡します（ヒアリング対象外の場合には、この連絡はしませんので、採択可否の通知までお待ちください）。

審査結果通知

令和4年5月中旬（予定）

暫定研究開発期間 開始
令和4年6～7月（予定）

令和4年度公募における 主な変更点

令和4年度公募における主な変更点は、下記ホームページに掲載しますので、適宜、ご参照下さい。

https://www.amed.go.jp/koubo/20/01/2001B_00024.html

主な変更点（1）



研究内容について：赤字部分が追記されました。

HIV/エイズ、エボラ出血熱、マラリア、デング熱、結核、高病原性鳥インフルエンザ、狂犬病、カルバペネムやコリスチンなどの薬剤耐性菌感染症、**新型コロナウイルス感染症**などの新興・再興感染症は、開発途上国において健康への脅威となるだけでなく、社会・経済開発への重大な阻害要因の一つとなっています。感染症領域における地球規模課題解決のための研究開発としては、以下の例などの取組が挙げられます。

- ◆ 高病原性鳥インフルエンザ、狂犬病などの人獣共通感染症に関する研究開発
- ◆ HIV/エイズ、エボラ出血熱、マラリア等の原虫及び寄生虫、デング熱、結核、カルバペネムやコリスチンなどの抗菌薬耐性菌感染症、**新型コロナウイルス感染症**等の新興・再興感染症の疫学、診断、予防、治療等に関する研究開発

※日本からの単なる技術の移転・知識の提供等の、共同研究を伴わない課題や科学技術の発展に寄与しない単なる調査等は対象外とします。

※本プログラムでは、基礎研究から非臨床研究までを主に扱うことを原則とします。医療行為を行う場合には、事前にご相談ください。

※本プログラムでは、治験等は対象とはしませんが、相手国における日本人による医療行為を含む共同研究については、「1.1.7 ODAによる技術協力の概要 1.1.7.4 相手国におけるSATREPS事業関係者による医療行為の扱い」を参照ください。

主な変更点（2）



新型コロナウイルス感染症による影響について
以下が追記されました。

- 研究提案に当たっては、新型コロナウイルス感染症による影響（相手国への渡航制限等）を考慮した研究計画としてください。（公募要領 頁2「研究提案に当たっての注意点」）
- SATREPSでは国内研究者が積極的に相手国に出向き、国際共同研究を推進することを原則としておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大等による相手国への渡航が困難な状況に応じた国際共同研究の推進方法、計画等（遠隔システムを用いたコミュニケーションや研修などの代替案）についても記載いただきます（「様式1」 2.研究計画・方法）。（公募要領 「5.1.1 応募に必要な提案書類」）

主な変更点（3）



新規採択課題予定数について

0～3課題程度となりました。

（公募要領「3.1 研究開発費の規模・研究開発期間・採択課題予定数等について」）

主な変更点（4）



令和4年度公募より、事前評価の過程に国際レビューアが加わることになりました。

課題評価の質の一層の向上を図るとともに、研究開発環境の国際化に貢献するため、海外研究機関所属の研究者（国際レビューア）を事前評価の過程に加えることとしました。そのため、提案時に様式2（英文記載）および「安全保障貿易管理に係るチェックシート」の提出が必須となりました。

（公募要領 「5.1応募に必要な提案書類」）

主な変更点（5）



研究開発提案書について以下が変更されました。

- 提案書基本様式が和文になりました。
- 研究課題名ルールが追記されました。
 - 「研究課題名(英文)」は、Projectを含むものとし(例: Climate Change Project・・・、The project for Climate Change・・・)、原則として課題名に「in国名」の表現は入れないでください。
 - 相手国研究機関と十分調整いただき、相手国からのODA技術協力プロジェクト名と同じ課題名を記載ください。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大等による相手国への渡航が困難な状況に応じた国際共同研究の推進方法、計画の記載（主な変更点2をご参照ください）
- 国際レビューア導入による提出書類(主な変更点5をご参照ください)

(公募要領「5.1応募に必要な提案書類」)

主な変更点（6）



追跡調査の視点が追記されました。

課題終了後一定の期間を経過した後には、以下の視点で社会実装の状況等について追跡調査を行う予定ですので、その際には御協力をお願いします。

- ・ プロジェクト終了後当該プロジェクトの上位目標に向けた活動が継続・発展しているか(研究活動のみならず関連する取組みも含む)
- ・ 研究成果は地球規模課題の解決に向けて科学技術の発展にも波及・貢献しているか
- ・ 研究成果はどのような形で相手国に普及されているか
- ・ 日本への波及効果はあるか 又は 日本にとっての成果は何か
- ・ 国際共同研究の実施による成果・波及効果は何か（日本と相手国の人材育成、開発途上国の自立的な研究開発能力の向上、共同研究の増加、相手国からの委託研究、など）

（公募要領 「9.4 追跡調査」）

主な変更点（7）



SATREPSに採択された研究開発代表者等の責務について

これまでは採択後に研究代表者説明会で説明していた責務について、公募要領に記載しました。

（公募要領「1.1.8 SATREPSに採択された研究開発代表者等の責務」）

SATREPSに採択された研究開発代表者等の責務



- 研究開発代表者は、本プログラム実施期間を通じ、国際共同研究全体の責務を負っていただきます。研究開発代表者自らの研究構想に基づき、当該研究課題を実施する最適な研究チームを編成し、リーダーシップを発揮しつつ、自らも当該研究課題に従事できる研究者であることが必須です。本プログラムでは、国内の他の研究参画機関（企業等を含む）に所属する研究者や人文社会等他の学術分野を専門とする研究者を加えて国内で研究チームを編成した上で、相手国研究機関との共同研究のもとで当該研究課題を実施することができます。
- JICAの技術協力プロジェクトの総括責任者として、日本側の投入（在外研究員（専門家）派遣・外国人研究者受入れ（相手国側研究者の招へい等）・機材供与）の計画立案や実施にかかるカウンターパート等との調整及び統括、AMED/JICAに対する定期的な活動報告、AMED/JICAが実施する評価調査等への対応、事業契約の適切な執行管理とプロジェクト全体の運営管理等を遂行することが必須となります。なお、研究実施期間中の研究開発代表者の都合による一方的な研究中止は原則として認められません。
- 条件付採択（1.1.7.6を参照してください）後に行われる国内におけるAMED/JICAとの打ち合わせ（3～5回程度）、及び現地における詳細計画策定調査等へ参加していただきます。
- 研究や投入計画の立案とその実施に関することをはじめ、国内で研究チームを編成している場合には研究チーム全体に責任を負っていただきます。その際、共同研究者の派遣及び機材供与の計画の立案・実施に当たっては、相手国との十分なコミュニケーションが確保されることや日本及び相手国側の若手研究者の活躍の場が確保されることへの配慮が特に求められます。また、相手国で開催される合同調整委員会（JCC: Joint Coordinating Committee）に出席し、研究の進捗報告、運営管理に関する協議を行っていただきます。

SATREPSに採択された研究開発代表者等の責務



- AMED/JICAに対する所要の報告書等の提出や、AMED/JICAが実施する評価（中間評価、事後評価）およびそれに伴う現地調査、相手国関係者を含む進捗報告について対応いただきます。課題終了後一定の期間を経過した後に追跡調査を行う予定ですので、ご協力いただきます（詳しくは、9.4を参照してください）。また随時、AMED/JICAが求める共同研究進捗状況に関する報告等にも対応していただきます。
- 大学・企業等の本部など研究機関内部の関係組織との連携や意思疎通・共有を行う役割を担っていただきます。
- 国費による研究であることから委託研究費の適切な執行・管理が求められます。知的財産権の取得に配慮しつつ、国内外での研究成果の発表を積極的に行ってください。
- 研究実施に伴い得られた研究成果を論文等、学会その他で発表する場合は、本プログラムの成果である旨の記述を行ってください。
- 国際共同研究であることを踏まえ、相手国研究機関に不利益とならぬ範囲で知的財産権の取得を積極的に行ってください。知的財産権は、原則として委託研究契約に基づき、所属機関から出願していただきます。
- AMED/JICAが国内外で主催するワークショップやシンポジウムへの参加及び、研究成果の発表等に協力いただきます。
- アジア、アフリカ等との連携などを目的としたワークショップやシンポジウムを主催していただくことがあります。

主な変更点（8）

SATREPS対象国（共同研究相手国）について

- タンザニア連合共和国が対象国として追加されました。
- ミャンマー連邦共和国が対象外となりました。



応募について

研究開発提案書について



- 研究提案書は、府省共通研究開発管理システム（e-rad）で提出ください。
 - ※ ポータルサイト：<http://www.e-rad.go.jp/>
 - ※ 研究者と所属研究機関の登録が必要です。
 - ※ **所属機関（e-Rad事務代表者）承認の上ご応募下さい。**

- 日本側の研究代表者の所属機関の機関長からの承諾書の提出が必要です。
 - ※ 所属機関長とは、理事長、学長等の組織全体の責任者、企業等の場合は研究実施期間中の支援と体制の確保に責任を持つ方を指します。部門長、学科長、センター長等のいわゆる下部組織の長ではありません。

必要な全様式の提出がなされていない場合、「要件未達」と判断し、以後の審査は行いません

研究開発提案書について

No.	必須/任意	必要な提案書類	備考
1	必須	様式 1	研究開発提案書
2	必須	別紙 1	Summary of Proposal、研究開発提案書要約
3	必須	別紙 2	研究開発の主なスケジュール
4	必須	別紙 3	実施体制について
5	必須	別紙 4	研究項目ごとの相手国研究機関との共同・分担等について
6	必須	別紙 5	成果目標シート
7	必須	別紙 6	機関長からの承諾書 (公印省略可)
8	任意	別紙 7	企業などの構想 (代表印省略可)
9	必須	別紙 8	提案に当たっての調整状況の確認
10	必須	別紙 9	安全保障貿易管理に係るチェックシート
11	必須	様式 2	Proposer Information、Research Concept
12	任意	Annex1	International Reviewer Assignment Request

* 感染症分野の提案書の雛形はAMEDの[令和 4 年度公募様式](#)を使用ください。

ODA要請書について



- 相手国政府より技術協力プロジェクトの協力要請の提出が必要です。
(協力要請の外務省(本省)到着締め切りは日本時間令和3年10月29日(金)中を予定しておりますが、通常相手国政府ではこの締切日よりも前に締切を設定していますのでご注意ください。)

- ※ 締め切り日までの提出が選考の要件となります。
- ※ 前年度に引き続き、外交的な配慮から一カ国からの要請数を最大12件とし、上限を超える場合は先方政府が絞り込みを行うこととなります。

協力要請の提出がなされていない場合、「要件未達」と判断し以後の審査は行いません

応募者（研究代表者）の要件

国内の研究機関* に所属している研究者、または、応募時に海外在住の研究者で、契約開始日もしくは令和4年6月1日のいずれか早い日において、日本国内の研究機関に所属して研究を実施する体制を取ることができる研究者で、当該国際共同研究の研究代表者としての責務を果たし、最初から最後まで国際共同研究に従事できることが研究代表者（応募者）の要件。

* 「国内の研究機関」とは、日本国内の法人格を有する大学、国公立高等専門学校、独立行政法人、国公立試験研究機関、公益法人、企業等、及び法人化していない国立研究機関を指します。法人の場合、どの法人格であるかは問いませんが、研究実施能力については選考の際に問われます。

研究チームの要件

- 国内の研究機関は、日本国内の法人格を有する大学、国公立立高等専門学校、独立行政法人、国公立試験研究機関、公益法人、企業等です。
- 相手国研究機関は公共性のある活動を行っている大学・研究機関です。
(ただし軍事関係を除く。)
- 日本国でも相手国でもない第3国の研究機関とは、本国際共同研究はできません。また、第3国の研究機関にのみ所属する研究者は、本国際共同研究の参加者になることはできません。

審査について

審査方法

○ 本事業における研究開発課題の採択に当たっては、AMED及びJICA/外務省が連携して評価を行います。

■令和4年度より、事前評価の過程に国際レビューアも加わります。

■JICA/外務省は主にODAの観点から評価を行います。

■AMEDは、外部の有識者等の中からAMED理事長が指名する評価委員を評価者とする課題事前評価(審査)を実施します。課題評価委員会は、定められた評価項目について評価を行い、AMEDはこれをもとに採択課題を決定します。審査は、AMEDに設置した課題評価委員会において非公開で行います。

審査の項目と観点

- 事業趣旨等との整合性
- 科学的・技術的な意義及び優位性
- 計画の妥当性
- 実施体制
- 所要経費
- 社会実装の計画と実現可能性
- 相手国のニーズ、ODA方針への合致
- 継続的発展の見通し



新型コロナウイルス感染症に 関連したQ&A

(Q1)

新型コロナウイルス感染症拡大等により、相手国への渡航及び相手国での研究実施の制限などの状況が選考結果に影響を与える可能性はありますか。

SATREPSでは相手国における治安等の影響や地域バランス等も考慮し、選考しております。治安等の影響と同様な位置づけで、新型コロナウイルス感染症の影響も選考で考慮する場合があります。しかし、現時点で今後の状況を見通すことはできないため、具体的判断時期、状況の基準（どのような状況になったらどのような判断をするかなど）について詳細をお伝えすることはできません。

(Q2)

新型コロナウイルス感染症を研究開発のテーマにすることは認められますか。また、新型コロナウイルス感染症研究はSATREPSの地球規模課題として歓迎されるポイントになりますか。

SATREPSで対象としている分野は、「開発途上国のニーズを踏まえた感染症対策研究」です。新型コロナ感染症は世界的規模で未だ拡大する地球規模課題であり、研究対象に含まれます。選考は、公募要領「4.2.2 審査項目と観点」に基づき、事業趣旨に沿って、従来通り実施されます。

(Q3)

新型コロナウイルス感染症拡大等により、相手国への渡航及び相手国での研究実施の制限が予想されます。コロナ禍における研究開発計画をどのように作成すればよいでしょうか。

相手国への渡航制限など、提案書を提出する時点での影響を踏まえて、実現可能性のある研究計画を立てて下さい。渡航できない場合のコミュニケーションの取り方、共同研究のあり方もご提案ください。審査の観点の一つである、提案の実現可能性の一要素として考慮します。

(Q4)

R/D・MOUの締結期限は例年通り採択年度末までですか。

原則として、R/D・MOUの締結の期限は例年通り採択年度末までとします。



ご不明な点がございましたら、
以下にお問い合わせください。

amed-satreps@amed.go.jp